○総務省告示第二百七十七号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
山陽町第1地区テレビ共同受信施設組合	第CG000335－00033号	平成二十四年四月一日	山口県山陽小野田市加藤、木船、殿町、柚尻、東下津
A．CITYヒルズ&タワーズ管理組合	第CG000112－00012号	平成二十四年六月八日	広島県広島市安佐南区大塚西6丁目
三津テレビ共同受信施設組合	第CG000072－00065号	平成二十四年六月二十日	広島県東広島市安芸津町大字三津の胡町、本町、出川、橋下、橋上、横川、隠畑、向組、中之村、大和町、旭町
長府台テレビ共同受信組合	第CG000448－00044号	平成二十四年六月二十九日	山口県下関市長府松小田西町、長府豊城町、長府豊浦町、長府中尾町、長府満珠町、長府安養寺1丁目から4丁目まで、長府中土居北町、長府中土居本町、長府三島町、長府宮の内町、長府紺屋町、長府逢坂町
両備ホールディングス株式会社	第CG000833－00075号	平成二十四年十一月十四日	岡山県岡山市南区東畦
安芸　矢野ニュータウンCATV施設管理組合	第CG000044－00004号	平成二十四年十一月三十日	広島県広島市安芸区矢野西3丁目、4丁目、矢野南1丁目から5丁目まで
笛吹きらめきテレビ株式会社	第KT003117－00313号	平成二十六年四月一日	山梨県笛吹市御坂町、八代町、芦川町の各一部
長浜市	第KK000844－00079号	平成二十六年四月一日	滋賀県長浜市（旧木之本町）
西日本テレビ共聴有限会社	第CG000540－00049号	平成二十六年六月三十日	岡山県津山市

○財務省告示第二百五十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年七月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百四十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆六千九百五十五億二千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千二百四十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆六千九百五十五億四千八百十一万六千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千二百四十四億二百五十四万六千四百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年七月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六毛

十二　償還期限　平成二十七年十月五日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十七年七月六日

○財務省告示第二百五十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年七月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

財務大臣　麻生　太郎